

山梨県公報

号外第七十六号

平成二十五年

十一月七日

木曜日

目次

監査委員

○監査の結果に基づく措置状況……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月七日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 込 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

定期監査

(1) 監査実施所属、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行(山梨県公報号外第12号)山梨県監査委員告示第三号のとおり

(2) 監査の結果、指導事項及び指導事項があった所属が講じた措置の内容

監査対象所属	企画県民部 峡東地域県民センター	
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月	
監査実施日	平成24年9月26日、10月30日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件(契約2)	1) 東山梨合同庁舎環境管理業務委託契約において、契約書第5条に実績報告書の提出について規定されているが、定期清掃に関する報告が行なわれていなかった。 2) 東山梨合同庁舎消防設備保守点検業務委託契約において、契約書第2条の規定による業務主任者の通知が行なわれていなかった。	1) 9月28日に契約業者から、H23年度の定期清掃についての報告書を提出させた。 H24～H26年度の契約においては、定期清掃についても作業報告書の提出を明記しており、作業報告書の提出を厳守させる。 2) 9月28日に契約業者から、H23年度契約における業務主任者技術者の通知を書面で提出させた。 H24年度の契約では消防法の有資格者に業務に従事させることを義務づける条項に改め、免状の写しを提出させている。

監査対象所属	企画県民部 峡南地域県民センター(西八代)	
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月	
監査実施日	平成24年9月26日、10月22日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件(給与1)	1) 再任用短時間勤務職員の給与について、支払時期が遅延していた。 ・本来の支給年月日 平成24年4月16日 ・実際の支給年月日 平成24年4月25日	1) 通常、再任用職員の給与は、異退職時の支払方法が引き継がれるため、当該職員の給与も本人の口座に振込まれる事となっていた。しかし、退職時の所属が県の外部団体であったため、現金支給となり、現金支給者への給与が一旦振込まれる「給与資金前渡口座」へ滞留してしまい、本人への支給が遅れてしまった。 今後はこのようなことが起こらないように給与基本台帳や給与明細書で現金支給者を把握するとともに、支給日に給与資金前渡口座の記帳を行う。また再任用職員がいる場合は、関係所属への確認を行う。

監査対象所属	企画県民部 総合理工学研究機構	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件(契約1)	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)

1) 平成24年度の公用車用ガソリンの単価契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為向けに「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載がなかった。

1) 支出負担行為向けに、「内容欄に記載された単価を予定価格とする」旨の記載を行った。今後は、支出負担行為作成時の確認及び決裁過程での確認を徹底し、事務処理に滞りのないよう努めていく。

監査対象所属	総務部 総合県税事務所
監査対象期間	平成23年9月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月28日、平成25年1月23日
	監査の結果

<p>〔指導事項〕1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>平成23年度決算時 平成24年度未現在</p> <p>旧法による税</p> <p>料理飲食等消費税 495,022円</p> <p>軽油引取税 2,222,153円</p> <p>橋本引取税 29,399,747円</p> <p>〔直接税〕</p> <p>個人県民税 2,362,093,006円</p> <p>法人県民税 27,838,382円</p> <p>個人事業税 66,534,982円</p> <p>法人事業税 38,667,643円</p> <p>不動産取得税 324,314,434円</p> <p>自動車税 328,122,205円</p> <p>都区税 80,000円</p> <p>合 計 3,179,767,554円</p>	<p>1) 毎年度策定している「税收確保対策」に基づき、徴収率向上と滞納額削減を目標に掲げ、職員一丸となつて次のとおり取り組んでいる。</p> <p>○課税段階の対策としては、円滑な納税を促進するために、電話や文書により課税内容の説明を行うとともに、コンビニ収納の活用拡大や夜間納税相談の実施など、納税環境の充実に努めている。また、未納者に対しては、督促状発付前に電話等で早期納税を促すとともに、資金繰りや経営状況などの情報を収集して徴収部門と連携を図るなど、早期の対応を図っている。</p> <p>○滞納者への対策としては、回数を増やして早期に文書催告を行うとともに、徹底した財産調査による差し押さえと迅速な換価、インターネット公売や不動産公売の実施など、滞納整理の一層の強化に努めている。特に、高額滞納者への捜索を積極的に実施し、滞納繰越額の圧縮に取り組んでいる。</p> <p>○異種の滞納額の約3/4を占める個人県民税については、市町村との共同文書催告をはじめ、果が引き継いで滞納処分を行う「地方税法第48条による直接徴収」を今年度から本格的に導入し、成果を上げている。</p>
---	---

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (本所)
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月20日、10月30日
	監査の結果
	講じた措置 (又は今後の方針等)

〔指導事項〕2件 (収入2)

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。

〔一般会計〕

①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,994,398円
平成24年度分 129,600円
合計 先数 5件 5,123,998円

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 85,813,505円
平成24年度分 1,530,547円
合計 先数 166件 87,344,052円

②母子福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 1,051,486円
平成24年度分 5,739円
合計 先数 46件 1,057,225円

③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)
過年度分 11,304,421円
平成24年度分 24,029円
合計 先数 18件 11,328,450円

④寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子)
過年度分 先数 8件 414,498円

⑤母子福祉資金連約金
過年度分 先数 7件 72,828円

1) 歳入についての収入未済について長期未償還者や滞納額が大きい者を取り組み強化対象者としてリストアップし、重点的に償還指導を行った。具体的には、訪問186回(うち夜間訪問6回)、電話230回、手紙125回、住所調査7回、来所29回の延べ577回滞納者や連帯保証人への接触を図るなど未回収回収に取り組んだ。今後も滞納者の個々の状況に応じたきめ細かな償還指導を行う。

〔一般会計〕

(括弧内は予備監査日時点と平成24年度未現在との未収額の比較。以下同じ)

①父子福祉資金貸付金償還金
過年度分 4,968,398円 (△26,000円)
平成24年度分 129,600円 (増減なし)

合計 5,097,998円 (△26,000円)

〔特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金 [元金]
過年度分 82,719,032円 (△3,094,473円)
平成24年度分 1,435,344円

合計 84,154,376円 (△3,189,676円)

②母子福祉資金貸付金償還金 [利子]
過年度分 1,013,774円 (△37,712円)
平成24年度分 5,416円 (△332円)

合計 1,019,190円 (△38,035円)

③寡婦福祉資金貸付金償還金 [元金]
過年度分 10,879,941円 (△424,480円)
平成24年度分 24,000円 (△29円)

合計 10,903,941円 (△424,509円)

④寡婦福祉資金貸付金償還金 [利子]
過年度分 388,329円 (△26,169円)

⑤母子福祉資金連約金
過年度分 69,828円 (△3,000円)

2) 財務会計システムと母算システムの収入未済額の差異について
平成25年2月26日に財務会計システムの修正を行い、差異を解消した。

監査対象所属	福祉保健部 中北保健福祉事務所 (東北支所)
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月18日、10月19日
	監査の結果
	講じた措置 (又は今後の方針等)

〔指導事項〕2件 (収入1、支出1)	1) 当該収入未済事業については、債務者が遠隔地に居住しているため電話及び文書に
--------------------	--

平成19年度分 先数 1件 2,600円	よる督促を継続してきた。 平成24年12月に母子保健法に基づく滞 納処分を行うために債務者の財産調査を実 施したが、滞納処分を行うことができる財 産を把握することはできず、平成25年2月 12日に消滅時効期間が到来したことから、 山梨県滞納債権処理方針に基づき不納欠損 処分の手続きを行うこととした。 2) 事務の終了後5日以内に資金前渡の精算 を行うことを改めて全職員に周知徹底する とともに、会計事務自己点検表を活用して 適正な運用を図っている。
----------------------	--

<p>2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の収入未済に ついて、財務システム上の金額と所属で管理し ている台帳（母寡システム）の金額に差異が生 じていた。</p>	<p>2) 財務会計システムと母寡システムの収入 未済額の差異について 平成25年2月21日に財務会計システム の修正を行い差異を解消した。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 映東保健福祉事務所
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月25日、10月30日

監査対象所属	福祉保健部 映南保健福祉事務所
監査対象期間	平成23年7月～平成24年6月
監査実施日	平成24年9月14日、10月26日

<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,024,800円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 10,871,936円 平成24年度分 311,730円 合計 先数 23件 11,183,666円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 5件 233,486円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,922,850円 平成24年度分 53,100円 合計 先数 2件 1,975,950円 ④母子福祉資金違約金 平成22年度分 先数 1件 4,775円</p>	<p>1) 母子・寡婦・父子福祉資金の収入未済につ いては、郵送、電話、訪問等により現況確 認を行い、今後の償還計画を作成し、現金 または納付書により毎月償還するよう指導 を行っている。 所在が不明になった滞納者については、 債権指導がとぎれないよう、住民票を取り 寄せ転出先の調査を実施。また、失業等に よる収入が無く、償還困難なケースにつ いては、ハローワーク等と連携し、就労支援 を行っている。 2月には時効が完成している債権のうち 時効の援用がされたものについて、不納欠 損の処理を行った。 ○収入未済の状況 (平成24年度末現在) 【一般会計】 ①父子福祉資金貸付金償還金 過年度分収納額 100,000円 未収 先数 1件 924,800円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分収納額 834,024円 過年度分不納欠損額 863,444円 平成24年度分収納額 14,833円 未収 先数 19件 9,471,365円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分収納額 4,915円 過年度分不納欠損額 45,892円 未収 先数 3件 182,679円 ③寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金)</p>
--	---

<p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①生活保護費返還金 過年度分 23,597,819円 平成24年度分 422,816円 合計 先数 22件 24,020,635円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金 平成22年度分 先数 1件 16,200円 【特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 過年度分 4,440,340円 平成24年度分 84,924円 合計 先数 10件 4,525,264円</p>	<p>1) 指導事項に係る収入未済額については、次 の措置を講じており、引き続き収入未済額の 縮小に向け取り組みを強化していく。 【一般会計】 ①生活保護費等返還金については、平成1 8年の出先機関の再開により他所から当事 務所に引き継がれた債権が多い中、過年度 分の債権から回収に努めているところであ る。回収可能な債権については分納等によ り毎月納付書を送付し回収に努めている。 また、回収が困難な債権については、債 務者の現状を把握するとともに、訪問調査 などにより債務者の理解が得られるよう説 明し、債権回収にあたっている。今年度中 の回収状況は次のとおりである。 (平成24年度末現在) 過年度分未収金 先数 22件 22,100,719円 →債権回収額 先数 5件 175,000円 平成24年度分未収金 先数 3件 487,943円 → 債権回収額 先数 2件 41,000円 ②住宅手当緊急特別措置事業返還金につ いては、債務者の理解がなかなか得られな いため、回収が困難な状況である。 2) 過年度収入未済のうち、既に地方自治法 の規定に基づく消滅時効が完成しているも の3件について、平成25年2月18日付 けで不納欠損処分の事務手続きは終了し た。また、今後は消滅時効が完成したもの については、早急に不納欠損処理の手続き を行う。</p>
---	---

2) 生活保護法に基づく保護費返還金の過年度収
入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基
づく消滅時効が完成しているものについて、不
納欠損処分がされていかなかった。

<p>3) 研修の受講料について、資金前渡で支出していたが、支払予定日の20日前に資金前渡職員がの口座に振替支出していた。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。</p>	<p>3) 当該職員は講座の前日の支払い(口座振込)と考慮していたが、支出命令書の作成の際に支払日の指定をしなかったことが原因である。このことから作成した職員のみでなく、所内体制において財務書類等をチェックするよう徹底を図った。</p>
---	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 富士・東部保健福祉事務所 監査対象期間 平成23年7月～平成24年6月 監査実施日 平成24年9月27日、10月24日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
---	-----------------------------------

<p>〔指導事項〕 2件 (収入1、物品1) 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 〔一般会計〕 ① 父子福祉資金貸付金償還金 過年度分 先数 2件 823,300円 ② 生活保護費返還金 過年度分 先数 3件 2,027,098円 〔特別会計〕 ① 母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 20,375,872円 平成24年度分 730,702円 合計 先数 33件 21,106,574円 ② 母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 410,649円 平成24年度分 1,314円 合計 先数 11件 411,963円 ③ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 先数 7件 3,474,136円 ④ 寡婦福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 6件 177,641円 2) 貸借物品である印刷機1台及びパソコン1台について、山梨県財務規則第168条に規定する占有物品私出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金については、文書や訪問による償還指導、連帯保証人や連帯借受人への協力依頼等を続け、今後も収入未済金の回収に努め、債権管理の適正化を図る。 ・ 母子福祉資金貸付金 回収済み 1,451,722円 収入未済 先数 31件 20,066,815円 ・ 寡婦福祉資金貸付金 回収済み 58,000円 収入未済 先数 7件 3,593,777円 ・ 父子福祉資金貸付金 回収済み 99,000円 収入未済 先数 2件 724,300円 生活保護費返還金についても、文書や訪問で督促し分割の納付を約束するも不履行な状態が続いている。今後も継続して未収金の回収に努める。 2) 財務規則を熟知の上、再発防止に努めていく。</p>
---	--

<p>監査対象所属 福祉保健部 中央児童相談所 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月 監査実施日 平成24年12月6日、平成25年1月17日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>〔指導事項〕 3件 (収入1、支出1、契約1) 1) 公衆電話業務の受託手数料等の測定に遅延しているものがあった。 2) 福祉プラザエッセーセンター点検業務委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。</p>	<p>1) 遅延が生じないように、チェックを確実にし、受託手数料の測定について適正な事務処理を行う。 2) 請求書受領時に記載漏れがないか確認すると共に、支払時には再度チェックを行う。</p>

<p>3) 平成23年度に契約した福祉プラザエッセーセンター点検業務委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。</p>	<p>3) 今後は財務規則を遵守し、チェック表を活用するなど適正な事務処理を行う。</p>
--	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 都留児童相談所 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月 監査実施日 平成24年12月13日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
---	-----------------------------------

<p>〔指導事項〕 3件 (収入2、支出1) 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 児童入所施設等措置費に係る過払い分の返還金 過年度分 先数 2件 93,520円 2) 児童入所施設等措置費に係る過払い分の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が送付されていたいなかった。 3) 一時保護所の所外活動に要する経費として支出した前渡資金の精算において、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。</p>	<p>1) 及び2) 1件については、督促状を発送後、職員も訪問し説得に当たったが解決に至っていない。もう1件については分納中であり、平成25年3月に一部納付があった。 3) 資金前渡があった場合の精算日についてチェック表を作成し、精算の遅れを防止する対策を講じた。</p>
---	---

<p>監査対象所属 福祉保健部 甲陽学園 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月 監査実施日 平成24年12月4日、平成25年1月18日</p>	<p>監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)</p>
<p>〔指導事項〕 2件 (収入1、支出1) 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。 児童福祉施設設備負担金 過年度分 449,722円 平成24年度分 44,000円 合計 先数 11件 493,722円</p>	<p>1) 収入未済について退園した児童については、個別訪問や督促状の配布を行って納付への理解を求めている。 なお、監査時には未納であった債務者から納付があり、一部成果として現れた。また、在院児童分についても、1名からは納付があった。 引き続き厳しい県財政を鑑み、負担金への理解を求めて、納付を求めていく。 平成24年度末現在の状況 過年度分：6先 367,852円 平成24年度分：1先 17,600円 合計：6先 385,452円 2) 新聞購読料の過年度支出 7月3日に支払を終えている。今後はこのようなことがないように、確認作業を励行するとともに、引継を的確に行う。</p>

監査対象所属	福祉保健部 あけぼの医療福祉センター
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月12日、平成25年1月14日
監査の結果	

(指導事項) 1件(その他1)
 1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。

指導事項に該当するもの
 7件(収入3、重点1、給与1、支出1、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 児童福祉施設費負担金
 過年度分 8,004,175円
 平成24年度分 210,828円
 合計 先数 16件 8,215,003円
 イあけぼの医療福祉センター使用料
 過年度分 2,966,443円
 平成24年度分 574,147円
 合計 先数 43件 3,540,590円

講じた措置(又は今後の方針等)
 1) 指導を受けた事項については講じた措置を徹底する。

1) 収入未済について再度個人別・年度別債務状況を整理し、平成25年1月10日付で債務者に対して、納付依頼の通知を発送した。現在までに約20名(債務者の約半分)の債務者・家族等から連絡があり、随時納付依頼の交渉を継続している。(少額の債務者は既に納付を完了している。)
 連絡のない債務者の家庭訪問等を実施しているが、引き続き納付依頼の交渉を行っていく。
 平成24年度末現在、未収金額が次のとおり減少した。
 a.児童福祉施設費負担金
 過年度分 ▲170,600円
 現年分 ▲60,628円
 b.センター使用料
 過年度分 ▲78,584円
 現年分 ▲172,902円
 2) 出納局会計課と公法上の債権の不納欠損処理について具体的な事務処理方法等の協議を進めている。
 3) 督促状の発付状況を再確認し、納期限後20日以内に発付するように改善した。

契約商品の見直しに伴い、金額及び購入数量に係る支出負担行為変更何いは作成されていたが、その後の当該変更内容の取り消しに伴う変更の支出負担行為何いが作成されていた。
 7) 郵便ボックス、現金自動引出機、看板及び自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に算定していた。

7) 積算誤りの理由は、積算の基礎となる財産台帳の土地価格について、評価替えに伴う価格改定の採用時期を相違したことによるため、再度確認を行い、適正な積算額にて講じた措置(又は今後の方針等)を行った。

監査対象所属	福祉保健部 育精福祉センター
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月
監査実施日	平成24年12月11日、平成25年1月23日
監査の結果	

(指導事項) 3件(収入1、契約1、物品1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①児童福祉施設費負担金
 過年度分 287,461円
 平成24年度分 162,280円
 合計 先数 13件 449,741円
 ②育精福祉センター使用料
 過年度分 476,797円
 平成24年度分 66,230円
 合計 先数 3件 543,027円
 ③雑入
 平成24年度分 先数 4件 78,381円

講じた措置(又は今後の方針等)
 1) 平成25年3月22日付で、時効により消滅した債権の不納欠損処分を行った。(件数35件 金額126,048円)
 また、督促状とは別に、家庭状況に配慮しながら個別に電話連絡、自宅訪問、催告文書の送付等を行っており、未済額の減額に努めている。
 この結果、上記未済の内、平成24年度末現在収入未済は
 ①児童福祉施設費負担金
 過年度分 154,813円
 平成24年度分 133,780円
 合計 先数 9件 288,593円
 (161,148円の減)
 ②育精福祉センター使用料
 過年度分 421,570円
 平成24年度分 63,630円
 合計 先数 2件 485,200円
 (57,827円の減)
 ③雑入
 平成24年度分 先数 1件 12,937円
 (65,444円の減)
 となり、状況は大幅に改善している。
 2) 改めて財務規則第137条に規定する予定価格調査の作成について所内で周知徹底を図った。今後は会計事務自己点検表を随時チェックするなどして、同様なミスを起こさないよう最大限の注意を払って事務の執行を行う。
 3) 直ちに占有物品払出調査を作成し、改めて財務規則第168条に規定する占有物品払出調査の作成について所内で周知徹底を

2) 児童福祉施設費負担金の過年度収入未済のうち、地方自治法第236条の規定に基づく消滅時効が完成しているものについて、不納欠損処分がされていなかった。
 3) 児童福祉施設費負担金及びあけぼの医療福祉センター使用料の収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発行に、一部遅延しているものがあった。
 4) 児童福祉施設費負担金及びあけぼの医療福祉センター使用料の収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていなかった。
 5) 非常勤嘱託職員の通勤手当相当額の算出において、非常勤嘱託取扱要綱に定める計算(端数処理)が行われておらず、支給不足となっていた。
 6) 診療材料購入経費の支出事務において、既

4) 平成24年12月下旬から個人別管理台帳を作成し、随時交渉記録を記載していくことを徹底し、適切な管理を行っている。(債務者の管理台帳は作成済み)
 5) 要綱に定める計算方法にて再認定を行い、不足分を該当者に支給した。
 6) 平成24年12月18日付で支出負担行為

2) 平成23年度に契約した自動電話交換設備保守点検業務委託契約において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調査を作成していなかった。
 3) 賃借物品である印刷機等について、財務規則第168条に規定する占有物品払出調査が作成されていなかった。

監査対象所属	福祉保健部 富士ふれあいセンター	図った。現在は会計事務自己点検表を随時チェックするなどして、同様なミスを起こさないよう最大限の注意を払って事務の執行を行う。
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年12月7日、平成25年1月18日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料の算定において、1平方メートル当たりの建物価格に誤りがあり、過小に徴収していた。	1) 平成24年度行政財産使用料について、適正な金額に訂正して使用許可の変更を行うとともに、不足分の徴収を行った。許可期間が経過した使用料の不足部分については、徴収する手続きを行っている。

監査対象所属	福祉保健部 食肉衛生検査所	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年12月12日、平成25年1月23日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (給与1)	1) あずさ回数券を使用した旅費の算定に一部誤りがあり、過払いとなっていた。	1) 旅行経路選択は、最も安い金額の経路を選択することを改めて職員に周知徹底するとともに、県外旅行の場合には、旅費ソフトの経路確認で必ず「あずさ回数券」使用時との比較を行い、比較表をPDF化し、旅費申請文書に添付するよう指示した。旅費申請時に経路選択の確認を徹底し、復命時及び旅費支出時には再度、経路等の確認を行い、適正な事務処理に努めていく。

監査対象所属	福祉保健部 動物愛護指導センター	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年12月13日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (支出1、契約1)	1) NHK放送受信料について、財務規則第71条第1項に定められる資金前渡ができる経費に該当しないにも関わらず、公共料金等資金前渡職員口座を使用して自動口座振替を行っていた。 2) 単価契約である物品購入(LPガス) 契約書において、違約金を規定する条項が、「委託料の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。	1) NHK放送受信料について、平成25年4月以降の支払方法を「納付書払い」とする変更届出を行ったところであり、今後は財務規則に則した適正な執行に努める。 2) 契約書について、今後は違約金に関する条項を契約内容と合致させると共に、契約書の各条項の確認を徹底し、財務に関する事務の適正な執行に努める。

監査対象所属 森林環境部 環境科学研究所

監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月12日、11月22日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (契約1、支出1、財産1)	1) 一般廃棄物回収・処理業務委託契約において、可燃ゴミの処理業務については、処理重量に依じた単価契約となっているが、契約書に予定数量の記載がなかった。 2) 平成23年度末に支払が完了している物品(遠心分離器)の修繕代金について、所属内連絡等の不徹底から、二度の物品修繕要求、納品、検収が行われた上で二重払いされていた。 なお、当該事案については既に払い入処理がされていた。 3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。	1) 今後、可燃ゴミの処理業務等の単価契約について、予定数量の記載漏れがないよう一層留意して契約業務を行う。 2) 今後、物品要求、物品修繕要求において所属内の連絡不徹底等が起こらないよう、検収・検査を開係職員が連携した体制で行う。 3) 価格改定後の公有財産台帳価格を基に再度算定し、差額を調定減額処理し、払い出処理により、納入あて過納分を返還した。

監査対象所属	森林環境部 森林総合研究所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月11日、11月8日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (収入2、給与1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 [特別会計] 思馬県有財産特別会計 雑入 昭和59年度分 先数 1件 255,000円 2) 行政財産使用許可に伴う必要経費(自動販売機の電気料)の算定において、子マターの使用量の計算に誤りがあり、調定額が過小になっていた。 3) 勤務時間の割り振り変更により、4時間の勤務が割り振られた週休日に行った4時間を超える勤務に対する時間外勤務手当の算出の際、1時間あたりの給与額に乗ずる支給割合を135/100として計算していたが、正しくは125/100であり、過払いとなっていた。	1) 収入未済255,000円については、平成25年2月議会に議案提出し、権利放棄の議決がなされたことから、平成25年3月に不納欠損処分の手続きを終了させた。 2) 算定誤りに対し、再計算を行い平成24年10月24日に差額19円の調定を行い、平成24年11月12日に収納された。 今後は、子マターの確認数値を計算表に小数まで表示し確認する。 3) 過払い分については、平成24年11月に勤務状況システムで訂正し全額納入された。以後、週休日に割り振られた勤務がある場合は、勤務状況システムで時間外勤務手当の支給割合を確認する。

監査対象所属	産業労働部 山梨県工業技術センター	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月23日、11月28日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (契約1、支出1)		

1) 平成24年度の事業用機器賃借契約他において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為の「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。

2) 研修の参加経費について、資金前渡で支出していたが、支払日を指定しておらず、支払予定日の1月1日以前に資金前渡職員口座に振替支出しているものがあった。資金の交付時期については、資金の保管期間が長期間とならないようにする必要がある。

1) 支出負担行為の「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものについては、直ちにその旨の記載を行なった。今後は、担当者の支出負担行為の作成時の確認と決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。

2) 指導以後は研修開催日の2日前に支払日に設定して支出している。引き続き、支出命令書の確認時に支払日の設定漏れがないよう決裁過程での確認を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう努めていく。

監査対象所属 産業労働部 宝石美術専門学校
 監査対象期間 平成23年8月～平成24年7月
 監査実施日 平成24年10月30日、11月27日
 監査の結果

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料
 平成24年度分 先数1件 195,000円
 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産賃借契約の一般競争入札の予定価格算定において、土地価格が含まれておらず、また権利変換に伴う改定について所管課との確認がなされず、予定価格の積算が過小となっていた。

1) 平成25年3月11日に収入となった。
 2) 現在、公有財産台帳においては、土地明細における土地価格の表記及び、建物価格に権利変換に伴う価格改定が反映されており、正しい積算がされていることを確認した。

監査対象所属 産業労働部 産業技術短期大学校
 監査対象期間 平成23年9月～平成24年7月
 監査実施日 平成24年10月30日、11月28日
 監査の結果

(指導事項) 3件 (収入2、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 授業料 過年度分 2,082,950円
 平成24年度分 195,000円
 合計 先数6件 2,227,950円
 2) 授業料に係る収入未済について、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状の発付が遅延しているものがあった。
 3) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収して

1) 過年度分のうち、訪問、催告などにより665,000円を回収し、平成24年度未収入未済は1,552,950円となっている。また、手続監査時点での平成24年度分の未収金195,000円は全額回収済である。今後は定期的な訪問や文書による催告を行ない、未収金の回収に努める。
 2) 平成24年度後期授業料については、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に規定されているとおり、納期限後20日以内に発付した。今後についても遅延のないように努める。
 3) 過大に徴収していた行政財産使用料は返還済である。

いた。

監査対象所属 産業労働部 都留高等技術専門学校
 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 監査実施日 平成24年12月7日、平成25年1月22日
 監査の結果

(指導事項) 1件 (財産1)
 1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用許可申請にあたって、連帯保証人を徴していないものがあった。

1) 行政財産使用許可の効力が現に存続し、かつ、指導に該当する2業者につき申請書の連帯保証人欄に追記入をさせることにより措置をした。

監査対象所属 産業労働部 嶮南高等技術専門学校
 監査対象期間 平成23年10月～平成24年9月
 監査実施日 平成24年12月7日、平成25年1月16日
 監査の結果

(指導事項) 2件 (物品1、給与1)
 1) 賃借物品であるパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書が作成されていないかった。
 2) 私用自動車を利用した旅行において、通勤手当相当額の調整が行われておらず、旅費が過払いとなっているものがあった

1) 指導を受けた後、すみやかに占有物品受入調書を作成した。今後は、物品受入後、直ちに調書を作成する。
 2) 指導を受けた後、速やかに「問い合わせ」を作成し、調整額を返還した。今後は、旅費請求の一件ごとのチェックをより厳密に行う。

監査対象所属 産業労働部 就業支援センター
 監査対象期間 平成23年8月～平成24年9月
 監査実施日 平成24年12月13日
 監査の結果

(指導事項) 1件 (契約1)
 1) 契約書において、違約金を規定する条項が当該契約と合致していないものがあった。
 ①単価契約であるにもかかわらず「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されていた。(廃棄物処理業務委託契約書)
 ②貸借契約であるにもかかわらず「売買代金の100分の10に相当する金額」と記載されていた。(フタクシミニ賃貸借契約書)

1) 契約時の内容確認が不十分であったため、今後はチェックリストにより厳正に条文の内容まで確認する事とし、契約書については訂正を行なった。

監査対象所属 観光部 大阪事務所
 監査対象期間 平成23年11月～平成24年10月
 監査実施日 平成25年1月18日
 監査の結果

(指導事項) 1件 (支出1)
 1) 防火・防災管理新規講習受講料の資金前渡

1) 山梨県財務規則第72条に基づき資金前渡

の精算について、10月23日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在精算が行われていなかった。

の精算処理を行なった。今後は、前年度資金支払事務の終了後、5日以内に精算することを徹底する。

監査対象所属	農政部 水産技術センター (忍野支所)
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月16日、11月13日

監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (財産1)
1) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 5筆

1) 水産技術センター敷地は、昭和47年前後に魚苗センター用地として約300筆を買収した。
平成23年度、「取用裁決手続開始」登記を法務局と協議の上、4筆抹消し、現在確認している未登記は、5筆349㎡となった。買収から40年ほどが経過し、平成6年には、買収土地は国土調査による地籍変更、合筆などが行なわれている。また、買収契約者も故人となり、未登記土地には世代を代えて権利関係が複雑になっているのが現状である。
未登記の状況把握、権利関係者の調査等を引き続き行い、未登記の解消の可能性を探り、できるものから登記を今後も進めていく。

監査対象所属	農政部 総合農業技術センター (病害虫防除所)
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月16日、11月14日

監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (収入1、財産1)
1) 行政財産の使用許可に伴う必要経費 (理容室の水道料) を徴収していなかった。
2) 職員宿舍光熱費建物引込に係る行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。

1) 行政財産使用料条例に基づき、水道料の徴収を速やかに行った。
2) 改定後の価格で算定をやり直し、過徴収となった使用料について速やかに返還を行った。

監査対象所属	農政部 果樹試験場
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月18日、11月15日

監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (物品1、契約1、支出1)
1) 売却した生産物である株について、財務規則第148条に基づく生産物報告書及び財務規則第165条に基づく生産物売却調書が作成され

1) 財務規則に即り生産物報告書及び生産物売却調書を作成した。
今後、生産物を売却する際には、適正に

ていなかった。

2) 備品(ユビキタス制御装置一式)の購入において、契約金額が150万円を超えていたが、契約書の作成を省略し請書を徴していた。
3) 会議に要する経費として支出した前年度資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

調書を作成し事務処理を行う。
2) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。
3) 今後、さらにチェックを強化し、遺漏のないよう事務処理を行う。

監査対象所属	農政部 畜産試験場
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月17日、11月20日

監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 1件 (支出1)
1) 会議に要する経費として支出した前年度資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

1) 変則勤務の特例職場であるため、会議出張、勤務を要しない日、土日が続くと5日以内の精算が難しい場合があるが、今後は、資金前渡補助者が精算する等、速滞なく前年度資金の精算を行う。

監査対象所属	農政部 酪農試験場
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月19日、11月20日

監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 2件 (財産1、給与1)
1) カーブミラー設置を目的とする行政財産使用許可において、使用期間が平成24年3月31日までとなっており、その後の継続使用許可の手続きが取られていなかった。
2) 会議への出席に伴う旅費の支給において、宿泊に要する経費として室料相当分のみを支給し、夕食代及び朝食代に相当する経費が不算定であり、支給不足となっていた。

1) 相手から期間更新申請書を提出してもらい、平成29年3月31日までの期間更新手続きを行った。今後は使用期間一覧表により確認を行い管理する。
2) 本人が請求を辞退したため、旅費の追加支給はしないこととなった。今後は、旅費支払時等にチェックを行い、適正な事務手続きを行う。

監査対象所属	農政部 専門学校農業大学校
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月
監査実施日	平成24年10月16日、11月20日

監査の結果 講じた措置 (又は今後の方針等)

(指導事項) 3件 (契約1、財産1、物品1)
1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の賃貸借契約において、財務規則第109条の2に規定する契約保証金の免除事項に該当しないにもかかわらず、一般競争入札の際に契約保証金を免除として公告し、そのため契約保証金を徴していなかった。
2) 取替工事により取得した工作物(グラウンドペン)について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に基づく移動報告書が提出されて

1) 次回募集時には、このようなことのないよう、適切な記載を行って公告する。
2) 平成24年10月22日付、管財課通知「公有財産台帳の内容確認」に基づき、内容確認後の報告と併せて移動報告書を提出し

監査対象所属	県土整備部 深城ダム管理事務所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月2日、12月20日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 深城ダム公園植栽管理業務委託他2件の予定価格調書について、契約担当者の認印がなかった。	1) 再発防止策として、委託・工事で使用している事務所独自のチェックリスト表のチェック項目(『予定価格調書』)内容欄に確認内容の追加を行った。

監査対象所属	県土整備部 流域下水道事務所	
監査対象期間	平成23年8月～平成24年7月	
監査実施日	平成24年10月15日～17日、11月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (財産1)	1) 電気通信施設設置に係る行政財産の使用許可において、許可期間が1年を超えている場合は、許可指図書に使用料の改定について規定することになっているが、規定していなかった。	1) 変更許可指図書の交付により、使用料の改定に係る条項を追加規定した。今後は、行政財産使用料等の算定に係る通達に基づき、適正な事務処理を行う。

監査対象所属	中北教育事務所	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月6日、12月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 下記の管内5小中学校において、教育職員の現金支給に係る給与が各学校の給与資金前渡職員口座に滞留し、現金支給が遅延していたものがあつた。 (5校合計 772,740円) 南アルプス市立白根源小学校 南アルプス市立大明小学校 甲斐市立竜王中学校 中央市立田富小学校 北杜市立秋田小学校	1) 管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チェック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給される事例について研修会を開催し周知を図った。 今後も、チェック表の作成を継続することとし、併せてメールや研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口座の適正な取扱いを図る。
(指導事項) 2件 (収入1、給与1)	1) 下記の管内3小学校の給与資金前渡職員口座に利息が発生したが、小学校での通帳記載及び教育事務所への連絡が遅れたため、利息の調定が遅延していた。 南アルプス市立落合小学校 甲斐市立竜王小学校 北杜市立秋田小学校	1) 管内小中学校に、給与資金前渡口座の適正な取扱いを通知し、チェック表の作成を依頼した。 また、給与資金前渡口座に給与が支給される事例について研修会を開催し周知を図った。 今後も、チェック表の作成を継続することとし、併せてメールや研修会等を通じて注意喚起することにより、給与資金前渡口

2) 5月1日付けで発令通知書が送出された非常勤講師に係る報酬が、4月2日付けで起案した非常勤講師報酬に係る支出負担行為の積算額に含まれていた。	座の適正な取扱いを図る。 2) 今後は、発令日に留意して支出負担行為の作成を行う。
--	--

監査対象所属	峡東教育事務所	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (給与1)	1) 非常勤の教育職員の通勤手当に相当する額は、月15,000円が支給限度であるが、はぐくみクラブ非常勤講師について、当該限度額を超過して支出しているものがあつた。 (超過額 108,191円)	1) 指簿に基づいて2月に調定を行い、3月中に返還が完了した。 通勤手当算定に当たっては学校側の十分な理解が必要であることから研修等を通じて学校に周知徹底を図るとともに、教育事務所と学校とで連絡を密に取ることにより相互確認を徹底する。

監査対象所属	峡南教育事務所	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月13日、12月21日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (物品1)	1) トナーカートリッジ他1件の購入契約において、物品要求書の限度額(予定価格)を上回る金額で契約し、支払を行なっていた。	1) 今後は、物品要求書の作成及び入札事務の際に複数の職員がチェックし、事務の適正な執行に努める。

監査対象所属	図書館	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年9月	
監査実施日	平成24年12月20日、平成25年1月30日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (財産2、物品1)	1) 電柱設置を目的とする行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき移動報告書が提出されなかった。 2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用に算定誤りがあり、過大に徴収していた。 また、電柱敷に係る行政財産使用料の調定が遅延していた。	1) 公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づき、移動報告書を提出した。今後は滞りないよう処理を行う。 2) 過大に徴収していた行政財産使用料の返還処理を行った。 また、調定については今後遅延しないよう努める。
3) 図書等の管理において不明・未返却図書が次のとおり認められた。 ①不明資料 平成21年度 43点 平成22年度 336点	3) 図書等の管理においては、以下のとおり措置を講じた。 ①不明資料 ・BOSネット(不正持ち出し防止装置)を設置し不正持ち出しの防止を図る。	

平成23年度 151点 合計530点 ※平成24年度については、新図書館業務システム移行に伴い調査中。	<ul style="list-style-type: none"> 職員による書架エリアの巡回の強化や協力員による館内外の巡回により、資料の不法な持ち出し行為を抑制している。 利用案内や広報活動などを通じて啓発活動を行い、利用マナーの向上を図っている。 ②未返却図書 <ul style="list-style-type: none"> 利用者登録の際、返却期限の厳守をお願いしている。 貸出の際、返却日を明記した期日票を貸出資料に添付し、返却期限の厳守をお願いしている。 返却期限が過ぎても返却されない場合は、館内規程に基づき、電話・はがきによる督促を行い、回収に努めている。 「山梨県立図書館利用規程」に基づき、督促したにもかかわらず、資料の返却を怠ったときは、館外利用等の停止措置をとり、再発防止を図っている。
②未返却資料 平成21年度 4点 平成22年度 21点 平成23年度 14点 平成24年度 2,853点 合計 2,892点 ※平成24年度については、貸出図書件数の大幅な増加のため。	
美術館 平成23年9月～平成24年8月	
平成24年11月8日、12月26日	

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	美術館 平成23年9月～平成24年8月 平成24年11月8日、12月26日	<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (支出1、契約1、物品1)</p> <p>1) 立替払いした有料道路通行料について、財務規則第80条第2項の規定による請求を行わず、後日支出した前年度資金により精算していた。</p> <p>2) 平成24年度の展覧会等委託契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為同一に「限度額を予定価格とする」旨の記載がないものがあった。</p> <p>3) 寄附物品(新聞図書)の受入について、財務規則第147条第4項に規定する出納通知が行われていなかった。</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 年度当初に繁忙を極める中、急な出張で高速道路を使用しなければならず、資金前渡の処理が間に合わなかったことが原因であった。今後、このようなことがないように適正に事務処理を行う。</p> <p>2) 早急に追記した。今後はこのようなことがないように複数人でチェックを行い適切に処理を行う。</p> <p>3) 寄贈された図書や、他の美術館等から送付されてくる図録等、過去から登録されていないことが判明したため、現在、受け入れ状況の調査中であり、館として適切に対応する。</p>		

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	博物館 平成23年9月～平成24年8月 平成24年11月21日、平成25年1月16日	<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 4件 (物品1、給与2、支出1)</p> <p>1) 郵便切手類受払簿について、リーフレット・チラシ等の送付用郵便切手及び平成24年3月</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 記載漏れを修正した。平成25年度から様式が変更になることから、これに基づき</p>		

<p>購入した郵便切手の一部に記載漏れがあり、期末残高が現物有高と相違していた。</p> <p>2) 扶養手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、支給不足となっていた。</p> <p>3) 通勤手当について、支給開始時期の認定に誤りがあり、過払いとなっていた。</p> <p>4) 収蔵庫系統パッケージエアコン電力比例制御パネル交換に係る修繕料の支出において、履行の確認が行われていなかった。</p>	<p>月々のチェックを複数人で行う。</p> <p>2) 認定を訂正し支給した。</p> <p>3) 認定を訂正し過払いとなっていた手当を返還した。</p> <p>※2)、3) について、今後は会計事務自己点検表を活用し、認定に誤りの無いよう事務手続きを行う。</p> <p>4) 履行確認はしていたが、請求書への記載漏れであった。直ちに履行確認の記載を行った。今後は事務処理に遺漏の無いよう留意する。</p>
---	---

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	考古博物館(埋蔵文化財センター) 平成23年10月～平成24年9月 平成24年12月5日、平成25年1月18日	<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (給与1、支出1、物品1)</p> <p>1) 住居手当 借家の貸主に確認し、いずれも共益費や駐車料を個別に算定することは困難であり、家賃から差し引くことはできない旨を確認したため、住居手当の認定簿に確認書を添付した。今後は適正な事務処理に努める。</p> <p>2) 峽北収蔵庫に係る水道使用料 事務の滞滞によるものであり、カレンダーに支払日を記載するなど再発防止に努める。</p> <p>3) 郵便切手類受払簿の引継ぎ 帳簿へ引継ぎに係る記名・押印等を行った。今後は適正な事務処理に努める。</p>
---------------------------	---	--

監査対象所属 監査対象期間 監査実施日	学術文化財課及び所属(美術館、博物館、考古博物館)に対する意見 各所属ごと別途記載 各所属ごと別途記載	<p>監査の結果</p> <p>(意見) 1件 (収入1)</p> <p>美術館、博物館及び考古博物館(以下「美術館等」という。)において、県(美術館等)と県以外の団体等を構成員とする実行委員会が、特別展を開催し、観覧者から料金を徴収していた。</p> <p>この特別展の開催に要する経費の支出には構成員からの負担金を充て、観覧者から徴収した料金(以下「実行委員会の料金」という。)は実行委員</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>		

<p>会の口座に保管・管理されていた。 負担金の精算額及び徴収した料金については、各構成員の負担割合に応じて配分され、各構成員に払い込まれていた。 実行委員会から構成員としての県への負担金については、使用料として県の歳入にしていた。 1) 実行委員会による公の施設の使用については、実行委員会が開催する特別展において、実行委員会は美術館等の展示施設を使用していたが、これは県以外の団体による公の施設の使用にあたる。 実行委員会が特別展を開催するにあたり、美術館等の展示施設の使用手続きが行われていなかった。 実行委員会による美術館等の施設を使用した特別展の開催にあたり、施設の使用に関する手続きを適正に行う必要がある。 2) 指定管理者による実行委員会の徴収事務については 美術館等は、美術館等が開催する（実行委員会が開催する場合を除く。）常設展や特別展において、観覧者から、美術館等の設置及び管理条例（以下「条例」という。）に基づく観覧料を徴収し、使用料として県の歳入にしている。 このうち美術館においては、実行委員会の料金の徴収事務と条例に基づく観覧料の徴収事務を同一の指定管理者が行っていた。 各徴収事務の区分を明確にするため、徴収事務に関する取り決め等を行う必要がある。 3) 実行委員会の料金の払込期限について 実行委員会の料金については、賞書等において取扱方法等は規定されているものの、県の口座への払込期限に関する規定がなく、長期間にわたり実行委員会の口座に滞留しているものがあった。 実行委員会から県への払込金については、賞書等において県に支出することが規定されていることから、払込期限について定める必要がある。 4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について 実行委員会からの払込金を使用料として県の歳入にしているが、公の施設を利用する者からその対価として徴収する使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされている。 実行委員会からの払込金については、条例で定められた使用料でないため、歳入科目について検討する必要がある。</p>	<p>1) 実行委員会による公の施設の使用については 今後、庁内関係各課と協議したうえで、施設の使用に関する手続きに関して整理し適正な事務処理に努める。 2) 指定管理者による実行委員会の料金の収納事務について 今後、実行委員会と指定管理者の間で、収納事務について取り決め等を行うよう指導する。 3) 実行委員会の料金の払込期限について 今後、実行委員会と各館との間で賞書等において、払込期限について定める。 4) 実行委員会からの払込金の歳入科目について 今後、庁内関係各課と協議したうえで、歳入科目について検討する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 文字館 監査対象期間 平成23年9月～平成24年8月 監査実施日 平成24年11月8日、12月26日 監査の結果 (指摘事項) 1件 (契約1) 1) 文庫棟システムに入力する書誌情報の作成に係る業務委託契約の件について、契約書が作成されないまま委託業務が行なわれていた。 (指導事項) 2件 (給与1、物品1) 1) 月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において、支給割合の区分を誤り(150/100で入力すべきところを125/100で入力)、時間外勤務手当を過小に支給していたものがあった。 2) 賃借物品であるノートパソコンについて、財務規則第168条に規定する占有物品受入調書及び払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 担当者が契約書を取り交わすのを失念しており、指摘を受けた後、早急に契約書を取り交わした。今後は担当者間で確認を行いこのようないことがないように適切に対応する。 1) 福利給与課長と協議をし、承認されたので、12月の給与で対応した。 今後はこのようなことがないように、時間外集計担当者及び各課長により複数人で確認を行う。 2) 今後は、事務手続きに遺漏のないよう適切に対応を行う。</p>
--	--

<p>監査対象所属 北杜高等学校 監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月 監査実施日 平成24年11月9日、平成25年1月8日 監査の結果 (指導事項) 2件 (収入1、給与1) 1) 自動販売機の設置を目的とした県有財産貸付料について、収入科目が「家賃貸付料(自動販売機)」ではなく、「その他行政財産使用料」になっていた。 2) 入試前日の宿直勤務(入試問題保管業務)について、宿直手当が支給されていなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 科目の誤りについては更正を行った。今後科目を誤らないよう経理関係の書類だけでなく行政財産貸付関係の書類にも収入科目を明記した。 2) 支出されていた手当てについては福利給与課に協議し支出した。今後支出漏れのないよう職員会議で教員に特殊勤務実給の提出について周知徹底した。 また、給与担当の引き継ぎ書にも年に1～2回程度しか該当がなく特に確認が必要な手当名を明記した。</p>
--	--

<p>監査対象所属 韭崎工業高等学校 監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月 監査実施日 平成25年1月11日 監査の結果 (指導事項) 3件 (収入1、給与2) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 平成20年度分 先数1件 39,600円 2) 扶養手当において、支給開始時期の認定に誤</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等) 1) 授業料 平成20年度分 先数1件 39,600円について、3月25日現在も未納となっている。電話・通知・家庭訪問等を行うことにより、引き続き納入を呼びかけていく。 2) 福利給与課に過年度処理の対応を依頼し、</p>
---	---

<p>りがあり、支給不足となっていた。</p> <p>3) 遠距離より自動車と鉄道利用で通勤する旨の届出を行なった職員の通勤手当について、通勤手当に因する規則第5条の規定による届出に係る事実を確認するための定期券等による交通機関の利用実態確認を全く行なわないまま通勤手当の支給を開始し、平成24年7月24日付け福利給与課長通知に基づき行なわれた手当の随時確認においても定期券等の提示を求める等の方法による通勤実態の確認を行なっており、監査日時点においても当該職員の手当の実態について全く確認がなされないまま支給が行なわれていた。</p> <p>また、定期券利用者の通勤手当認定において、通勤手当認定簿第2号様式による所属長の認定が行なわれていなかった。</p>	<p>平成25年3月15日に不足分を支給した。</p> <p>3) 当該職員に通勤実態が分かる書類の提出を求めたが、期限までに提出がなかったため認定の取消を行い、確認ができない期間の手当については、当該職員に返還を求めるとなった。</p> <p>また、定期券利用者の通勤手当の認定については、所定様式により認定を行った。今後は、通勤手当の認定及び確認を適切に行っていく。</p>
--	---

<p>監査対象所属 甲府第一高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月14日、平成25年1月8日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 関東及び全国協議会の年会費として、県内の協議会会員52校分の年会費を支出していたが、52校の中に県が会費を負担する必要のない県立学校以外の学校(4校)の会費が含まれていた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 県が県立学校以外の学校の年会費を負担する根拠はないため、関東地区及び全国高等学校進路指導協議会事務局と協議し、4校分の年会費合計2,400円を県に戻入した。今後このようなことのないよう、支出の根拠、目的等を十分精査し、誤りの無い事務処理をする。</p>
---	--

<p>監査対象所属 甲府南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月</p> <p>監査実施日 平成25年1月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (支出1、給与1)</p> <p>1) 消防設備(消火器)の保守点検業務に係る支出負担行為において、消火器の本数に相違があり限度額の積算に誤りがあった。</p> <p>2) 旅費の支払いにおいて、目的地の同一市町村内の移動経費を算定していたため、過払いとなっていた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 今後、消火器の配置場所を明記した配置図を作成し、本数管理を徹底する。</p> <p>2) 旅費の過払い分について、事務手続きを行い返還済となった。今後は、マニュアルの共有を図る等、チェック機能を強化し、適正な事務処理を行う。</p>
<p>監査対象所属 甲府東高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月15日、平成25年1月9日</p>	

<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 行政財産使用許可に伴う必要経費(購買の電気料)について、平成24年2月20日から同年3月19日の使用に係る分が調定されていなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 左記については、平成24年12月26日付調定し、平成25年1月7日に納入された。今後の処理方針としては、自動車販売機電気料と購買電気料を分けて起案することで両者を混同しないよう留意する。</p>
--	---

<p>監査対象所属 甲府工業高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月</p> <p>監査実施日 平成25年1月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 競歩大会施設使用料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に定める5日を超えて精算されていた。また、支出命令書で支払日を指定していなかったため、前渡資金により支払いを行なう日の10日前に前渡資金を受け取っていた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 今後は、資金前渡の精算について、山梨県財務規則に即り適切な事務処理を行うようにする。また、前渡資金については、支出命令書において支払を行う当日または前日を支払日として指定する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 甲府城西高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月</p> <p>監査実施日 平成25年1月11日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (財産1)</p> <p>1) 水道管設置を目的とする行政財産使用料の算定において、1m未満の端数処理に誤りがあり、使用料が過小となっているものがあつた。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 1m未満の端数処理について誤りがあつた行政財産使用料について、指令書の変更を行い、平成24年度分不足額及び過年度分不足額を徴収した。今後、同様のミスや見落としがないようチェックを確実に行う。</p>
---	---

<p>監査対象所属 甲府昭和高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月20日、平成25年1月8日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 体育館照明器具取替工事の契約書及び校内インターネットホップ修繕工事の請書に、契約保証金免除条項の記載がなかった。</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 平成24年4月1日以降、支出負担行為同一チェック表により2名以上の審査を行い、再発防止に努めている。</p>
<p>監査対象所属 巨摩高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月20日、平成25年1月10日</p> <p>監査の結果</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>

<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 教育職員の現金支給に係る給与支給日 に支給されておらず、所属の給与資金前渡職員 口座に長期間滞留していた。(合計 500,000円)</p>	<p>1) 監査日以前の9月10日、担当者が現金支 給をしていないことに気づき、全額を該当 の職員に支給した。 その後は明細書での確認を行うととも に、定期的に通帳記入を行い、現金支給の 有無を確認し支給を行っている。</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 自動販売機の設置を目的とした具有財産貸付 料について、納入期限後に納入されていたが、 賃貸借契約書第9条に基づき延滞金が測定さ れていなかった。</p>	<p>1) 監査での指摘を受け、平成24年11月28 日延滞金の収入測定(2件)を行い、収納済 みであることを確認した。</p>

<p>監査対象所属 増穂商業高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月</p> <p>監査実施日 平成25年1月11日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 3件 (物品1、契約1、給与1)</p> <p>1) 平成24年度の物品要求書において、予定価 格調書の作成を省略していたが、「限度額を予 定価格とする」旨の記載がないものがあつた。 2) 単価契約である契約書において、違約金を規 定する条項が、「契約金額の100分の10に相当 する金額」と記載されており、当該契約と合致 しないものがあつた。 3) 住居手当の認定にあたり、賃貸借契約書の「借 賃及び借賃以外に授受される金銭」の欄に 「CATV込」、「駐車料金付」の記載があるにも かかわらず、家賃のみの額についての確認が行 なわれていないものがあつた。</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	<p>1) 物品要求書において、「限度額を予定価格 とする」旨の記載がなかったものに対して 記載漏れの書類については、必要事項の記 載を行い、所属内チェック時にも確認する よう徹底する。 2) 単価契約である契約書「P・ガス」「灯油」 について、違約金を規定する条項が、契約 内容に合致していなかったため、契約業者 に事情を説明し適切な内容の契約書で契約 を交わし直した。また、単価契約の契約書 については、雛型、様式の内容をすべて適 切な内容に訂正を行った。 3) 住居手当の認定については、契約先と連 絡を取り、CATV・駐車料金とも分割は不可 能であることを確認。今後は、未確認とな ることがないように、住居手当の確認時、特 に注意するよう所属内で申し合わせを行 う。</p>

<p>監査対象所属 市川高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月16日、平成25年1月10日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 教員特殊業務手当(対外運動競技等引率指導 業務)について、12月の勤務計画を11月の勤 務実績として人事給与システムに入力し支給 しているものがあつた。</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	<p>1) 通常、教員特殊業務手当については、前 月の実績を翌月始めに、事務室で取りまと め、入力している。 今回は、教員が予定・計画のものを提出 し、事務室で入力してしまつた事が原因で</p>

あつた。
今後は日付等をチェックし、このような
ことが起こらないよう注意する。

<p>監査対象所属 県南高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年9月～平成24年10月</p> <p>監査実施日 平成25年1月11日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 2件 (収入1、給与1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。 授業料 過年度分 先数 10件 722,700円</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	<p>1) 昨年度から所在不明者については所在調 査を行い、戸別訪問での督促を行っている。 また、今年度は連帯保証人についても、 督促文書送付、個別訪問及び所在調査を行 っている。今後も粘り強く債務者及び連帯 保証人への督促を続けていく方針である。 特に、来年度消滅時刻を迎える債務者につ いては、重点的に戸別訪問での督促を重ね ていく。 2) 支給不足については、平成25年2月2 7日に支出済となっている。今後は、旅行 命令時、旅行復命時に路程の確認を十分行 うとともに、教職員についても旅費につ いての研修等を行い、再発防止に努めていく。 また、臨時職員の旅行命令については、命 令時に記載等の漏れや路程のチェックを十 分行うように改善した。</p>

<p>監査対象所属 笛吹高等学校(石和高等学校・山梨県芸高等学校)</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年12月3日、平成25年1月9日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 住居手当について、賃貸借契約の更新により 家賃が減額改定となっていたが、所属長による 確認・改定行為を行わないまま減額支給してい た。</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	<p>1) 直ちに確認・改定行為を行った。以後、 所属長による確認・改定行為を速やかに行 う。</p>

<p>監査対象所属 日川高等学校</p> <p>監査対象期間 平成23年11月～平成24年8月</p> <p>監査実施日 平成24年11月20日、平成25年1月10日</p> <p>監査の結果</p>	<p>(指導事項) 1件 (給与1)</p> <p>1) 宿泊を伴う修学旅行の引率について、特殊勤 務手当が支給されていなかった。(合計 15人 分 204,000円)</p>
<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p>	<p>1) 教育委員会福利給与課に協議の上、該当 者に対し電算入力を行い、2月の例月給与 (支給日2月15日)で適及支給を行った。 (合計 15人分 204,000円) 今後は、担当者は学校行事等と例月処理</p>

内容を記載した業務計画表を作成し、必要な処理が完了しているか担当者・決裁者ともチェックを行い、再発防止に努める。

監査対象所属	山梨高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月22日、平成25年1月10日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (支出1、財産1)	<p>1) 全国学校図書館研究大会参加費の前渡資金について、7月6日に支出が完了しているにもかかわらず、予備監査日現在未精算であった。</p> <p>2) 正門外灯の新設及び樹木の植替えを行っているが、公有財産事務取扱規則第50条第1項に規定する移動報告書が提出されていなかった。また、コピー機、電話、購買に係る行政財産使用許可において、公有財産事務取扱規則第50条第2項に基づき移動報告書が提出されていなかった。</p>	
	<p>1) 全国学校図書館研究大会事務局に「参加費領収書」の送付を督促し、12月12日に資金前渡の精算を行った。今後は、事務終了後、直ちに資金前渡の精算を行う。</p> <p>2) 平成24年11月30日付けで教育庁学校施設課に「公有財産移動報告書及び行政財産貸付(使用許可)状況」を提出した。今後は、公有財産の移動や貸付内容の変更に留意し、報告もれないように努める。</p>	

監査対象所属	塩山高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (収入1)	<p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。授業料 過年度分 先教1件 168,300円</p> <p>1) 収入未済については、保護者に電話連絡や家庭訪問を行い督促したが解消されていない。今後も、家庭訪問などの取り組みを強化していく。なお、平成25年1月16日に家庭訪問し「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させている。</p>	

監査対象所属	都留高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月21日、平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 3件 (給与1、支出2)	<p>1) 英語指導助手(ALT)に支給する報酬において、「招致外国青年の雇用及び勤務条件に関する要綱」第7条の規定に基づき「所要の調整」として、所得控除相当分を報酬月額に加算して支給しているが、この加算により増額される雇用保険料相当分についても、月額報酬に加算して支給していた。</p> <p>1) 平成24年12月5日付の高校教育課長通知「ALTの雇用保険料の取扱いについて」に基づき、れい入の処理を行った。平成24年12月分の報酬からは適正に執行している。</p>	

2) 日直代行業務に係る委託料の支払において、財務規則第57条に規定されている請求書に記載すべき請求年月日のないものにより支払を行っていた。

3) 高速通行料金並びに日本数学教育学会大会参加費及び同大会講習会受講料に係る前渡資金について、財務規則第72条第2項に規定する5日を超えて精算されていた。

監査対象所属	上野原高等学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月17日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (給与1)	<p>1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居届が所属長に提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)</p> <p>1) 該当職員に住居届の提出を指導し、提出を受けた。なお、今後はチェック体制を強化し、未提出等がないように努める。</p>	

監査対象所属	谷村工業高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月29日、平成25年1月22日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (財産1、物品1)	<p>1) 自動販売機の設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。</p> <p>2) 外国語指導助手へ貸付けている寝具一式について、財務規則第161条に規定する物品貸付調書が作成されていなかった。</p> <p>1) 使用料過大徴収について精算を行った。今後はこのようなことが無いよう、使用者が金額を審査する等の対策を行う。</p> <p>2) 外国語指導助手寝具一式に係る物品貸付調書について財務規則第161条に基づき物品貸付調書を作成した。今後はこのようなことが無いよう、次の指導助手に係る寝具の購入にあたっては手続きに遺漏がないよう担当者に引き継ぐ。</p>	

監査対象所属	桂高等学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月29日、平成25年1月22日	
	監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (契約1、財産1)	<p>1) 平成24年度の印刷機保守契約において、予定価格調書の作成を省略していたが、支出負担行為向いに「限度額を予定価格とする」旨の記載がなかった。</p> <p>1) 支出負担行為向いに「限度額を予定価格とする」旨の記載を行った。今後は、複数者により、記載内容のチェックを徹底し、記載漏れの無いようにする。</p> <p>2) 取得用地に未登記のものがあつた。</p>	

過年度分 5 年	いる学校施設課と協議し、谷村工業高等学校との統合と併せ学校施設課で対応している。
----------	--

監査対象所属	吉田高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月11日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 2件 (収入1、財産1)</p> <p>1) 電柱設置を目的とした行政財産使用料について、平成23年度分及び平成24年度分が調定されていなかった。</p> <p>2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定前の公有財産台帳価格を基準に算定したため誤りがあり、過大に徴収していた。</p>	<p>1) 平成23年度分及び平成24年度分の電柱設置を目的とした行政財産使用料については、平成25年2月に調定を行い納入を確認した。今後は内部管理を徹底し再発の防止に努める。</p> <p>2) 公衆電話及び有料コピー機設置を目的とした行政財産使用料について、価格改定に伴う再計算を行い、過大に徴収していた分については内部により返還した。今後は内部でのチェックを徹底し、再発の防止に努める。</p>

監査対象所属	中央高等学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1件 (支出1)</p> <p>1) 公共料金等の支払に係る自動口座振替において、支出命令書に記載の支出目的、支出科目と相違した支出が行われるなど、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>同一日に口座振替される電気料金及び後納郵便料金のうち、後納郵便料金を支払目的とした前渡資金が支払手続きの遅れにより、振替日までに口座に入金されていなかった。</p> <p>このため、振替日において、電気料金支払を目的として口座に入金した前渡資金から後納郵便料金が口座振替された。この結果、電気料金として口座に入金した前渡資金で後納郵便料金の支払が行なわれていた。</p> <p>また、電気料金については、残高不足となり口座振替が行なわれず支払遅延となっていた。振替不能となった電気料金の支払にあたり、後納郵便料金を支払を目的としてあらかじめ口座に入金した前渡資金と口座に残っていた電気料金支払を目的とした前渡資金とを口座から引き出し、あわせて現金により電気料金の支</p>	<p>1) 今回指摘を受けた件の一番の原因は、後納郵便料金の支払遅延にある。そのため、以後は口座引落予定日に間に合うよう支出命令書が作成されているかを確認するため、確認表を作成し、事務次長がチェックを行っている。</p> <p>なお、支出目的と相違した支出科目により支出を行ったことについては、緊急払いをすることのみが向いてしまい、科目更正を行うこと、また、送られてきた納付書による支払いについて前渡資金の精算を怠ってしまった。今後は、財務規則に則り適切な会計事務を行うよう徹底する。</p>

<p>払を行なっていた。この結果、後納郵便料金を目的として口座に入金された前渡資金で電気料金（一部）の支払が行なわれていた。</p> <p>さらに、現金により支払を行なった電気料金について、支払完了後に前渡資金精算書による精算が行なわれていなかった。</p>	<p>1) 指導のあった点については、調定の事実が発生次第至急に行うことを心掛ける。また、調定した件については、随時収入状況の確認を行う。</p> <p>2) 指導以降、支出負担行為向いに「限度額を予定価格とする」旨の記載を徹底している。</p>
---	---

監査対象所属	ろう学校
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月
監査実施日	平成25年1月17日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 4件 (収入1、支出1、契約2)</p> <p>1) 電話柱及び公衆電話の設置を目的とした行政財産使用料の調定が遅延していた。</p> <p>2) 郵便切手購入代金の支払が遅延していた。</p>	<p>1) 財務規則等を熟知し、チェックを確実にし、行政財産使用料の調定について適正な事務処理を行う。</p> <p>2) 契約相手先が支払期限を指定していた場合の支払について、支払遅延防止法の解釈に誤りがあったため、今後は当該法を熟知し、チェックを確実にし、適正な事務処理を行う。</p>

<p>3) 平成23年度に行なわれた印刷機及び丁合機の隨意契約（見積合せ）において、積算価格が50万円を超えていたが、財務規則第137条に規定されている予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>4) ノートパソコンの調達に関する契約において、請書が徴されていなかった。</p>	<p>4) 財務規則等を熟知し、チェックを確実にし、請書の徴取が必要な場合は適正な事務処理を行う。</p>
--	---

監査対象所属	甲府支援学校
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月
監査実施日	平成24年11月29日、平成25年1月28日
監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 通学バス運行委託契約において、契約書第8条の規定による運転管理者及び整備管理者の選任届出が行なわれていなかった。</p>	<p>1) 契約書に基づく「運転管理者及び整備管理者の選任届」を速やかに提出させるとともに契約条項を遵守していく。</p>

監査対象所属	わかば支援学校	
監査対象期間	平成23年9月～平成24年10月	
監査実施日	平成25年1月17日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)		
1) 職入について、次のとおり収入未済があった。特別支援教育就学奨励費(給食費) 過払いに係る返還金 平成23年度分 欠数 3件 90,720円		1) 収入未済は、平成24年度以降の分割納付期限分90,720円であり、平成24年度未現在、納入済額が39,320円、収入未済額は51,400円である。納入が速やかに行われるよう電話や文書により連絡を随時行っている。今後も継続的に連絡をとり債権の回収に努めていく。
2) 特別支援教育就学奨励費(給食費) 過払いに係る返還金(分割分)について、分割納付期限までに納付されず延滞しているものがあったが、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に定められた督促状況が乗付されていないものがあった。		2) 平成25年1月16日、督促状を乗付した。債務者に電話や文書での連絡を行い、再度納入を促した。今後は、関係規則に則り、債権管理の適正な事務処理に努める。
3) 単価契約である日直代行業務委託契約書において、予定数量が明記されておらず、また、違約金を規定する条項が「契約金額の100分の10に相当する金額」と記載されており、契約内容と合致していなかった。		3) 来年度契約書等について、違約金を規定する条項の内容を変更し、業務を要する日に予定数量を追加する。今後は、財務規則に則り、適正な事務処理に努める。
監査対象所属	やまびこ支援学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月22日、平成25年1月11日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 3件 (給与1、財産1、物品1)		
1) 扶養手当及び住居手当について、支給要件を喪失した職員がいたが、所属長の認定・確認を行なわないうまま支給を停止していた。		1) 認定簿に所属長の認定・確認を受けた。今後は所属長の認定・確認があることを確認してから支給要件喪失の入力を行う。
2) 自動販売機の設置を目的とした行政財産の貸付けについて、公有財産事務取扱規則第50条第2項の規定に基づく移動報告書が提出されていなかった。		2) 移動報告書を提出した。今後は公有財産の貸付・使用の許可があった時又は当該貸付の内容に変更があった場合には速やかに移動報告書の提出を行う。
3) 使用不能となった冷凍庫を売却していたが、財務規則第164条に基づく物品売却調書による売却のための手続きを行なっていた。		3) 財務規則第164条に基づく物品売却調書による売却のための手続きを行なった。今後は物品の売却を行う際には売却調書による手続きを経て、売却を行う。
監査対象所属	富士見支援学校	
監査対象期間	平成23年11月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月30日、平成25年1月23日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）

(指導事項) 1件 (給与1)	
1) 住居手当について、支給要件を喪失した職員の住居手当が所属長に提出されていなかった。(要件喪失後の手当は、人事給与システムにより支給が停止されていた。)	1) 直ちに、支給要件の喪失の住居届を提出させた。今後は、各種規則の確認を行い、適切な事務処理に努めていく。

監査対象所属	韭崎警察署	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月1日、平成24年12月26日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 1件 (収入1)		
1) 自動販売機設置に係る異有財産貸付料について、納入期限後に納入されていたが、賃貸借契約書第9条に基づく延滞金が調定されていなかった。		1) 延滞金の収入調定を行ない、平成24年11月16日に納入されたことを確認した。

監査対象所属	富士吉田警察署	
監査対象期間	平成23年10月～平成24年8月	
監査実施日	平成24年11月2日、平成24年12月25日	
	監査の結果	講じた措置（又は今後の方針等）
(指導事項) 2件 (収入1、契約1)		
1) 平成19年度から平成22年度の宿舍入居料の算定について、延～床面積に限りがあり入居料が過大に徴収されていたが、監査日現在入居者への返金が行なわれていなかった。		1) 該当する入居者に返金を行なった。
2) 富士吉田警察署分庁舎ほか防水補修工事及び山中湖等における水上安全保安区域標識設置工事に係る請負契約書において、契約保証金を免除しているにもかかわらず違約金条項が設けられていなかった。		2) 指導後すぐに正しい工事請負契約書を作成して活用している。確実な点検及びチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番